

## 従業員災害補償プランの おすすめ

本会では、会員企業の皆さまのための共済事業と致しまして、傷害保険制度（業務災害補償プラン）を導入しておりますが、この度、全国中小企業団体中央会制度への移行を図ることで、平成26年1月1日始期契約分より、現行の約24%割引→約59%割引になりました。

本会の傷害保険制度は他制度と比較しても大変割安になりますので、これを機に会員企業のリスク管理と福利厚生充実のために積極的なご活用をお願い申し上げます。詳しくは、以下サイトをご覧ください。

<http://www.chuokai-chiba.or.jp/chuokai/topics/13/20131106kyou-saidf>

お問い合わせ 本会商業連携支援部  
043・306・3284

消費税転嫁対策窓口相談等事業に係る個別相談窓口設置事業及び専門家派遣事業の実施について

平成26年4月1日に予定される

消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、本会では、現在政府において検討されております消費税率の二段階にわたる引上げに県内中小企業が円滑に対応することを目的に、消費税転嫁対策窓口相談等事業を実施致します。

本事業は本会担当職員が随時ご相談をお受けするほか、特定日を決めて専門家が直接ご相談をお受けする「個別相談窓口設置事業」と、地理的条件・日程等により講習会への参加や相談窓口での相談ができない場合、あるいは転嫁・表示カルテル等、特別に専門家の個別指導を受けることを希望する中小企業組合等を対象とした「専門家派遣事業」がござります。

つきましては、是非多くの方々  
が本事業をご活用下さいますよ  
う、ご案内申し上げます。

個別相談窓口設置事業

- (1) 中央会職員の受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
- (2) 専門家相談 2月7日（金）、2月12日（水）、2月19日（水）

専門家相談の時間帯は、14時～17時です。

お問い合わせ 本会商業連携支援部  
043・306・3284

## 小規模企業の範囲を弾力化する 政令を制定しました

第183回通常国会にて成立し、9月20日に施行した「小規模企業活性化法」において、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律などの3法の対象となる「小規模企業」について範囲の変更を政令で行うことができよう措置しました。今般、政令改正により宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者を小規模企業とすることを決定しました。

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2013/131226shokibohm>

下請かけこみ寺を「ご活用下さい」。  
中小企業の取引上の悩み相談を相談員や弁護士が無料で受け付けます。

中小企業庁では、中小企業が抱

える取引上の様々な悩みなどの相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を図るため、「下請かけこみ寺」を全国48カ所に設置しています。

平成25年10月2日より、消費税の転嫁拒否等のご相談をお受けする専用フリーダイヤルを設置しましたので、お気軽にご相談ください。

「下請かけこみ寺フリーダイヤル」  
0120・418・618  
「消費税転嫁対策専用フリーダイヤル」  
0120・300・217

詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/0510FreeDial.htm>

また、メールやWebフォームでの相談も受け付けております。詳しくは、以下のサイトをご覧ください。

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>

